

バーゼル法改正に向けた論点

- バーゼル法の未遂罪・予備罪の必要性
 - － 外為法における考え方
 - 対外取引に対して「必要最小限」の「管理又は調整」(第1条、自由貿易の確保)
 - 安全保障関係は除外
 - 有害廃棄物(特定有害廃棄物等)の輸出入を除外できるかどうか論点か
 - － 除外できない場合にどのような対応が可能かも論じたい
- 輸入されたスクラップのトレーサビリティ

バーゼル法・廃棄物処理法での バーゼル物・非バーゼル物(疑義貨物)の対応状況

	バーゼル法 (バーゼル物としての 輸出)	バーゼル法 (非バーゼル物としての輸出/事 前相談あり)	バーゼル法 (非バーゼル物としての 輸出/事前相談なし)	廃棄物処理法
国内での保管・輸送 段階(事前相談前)	対応不可	対応不可		廃棄物疑義の場合、対応可能
事前相談後	—	対応困難 ・貨物の内容の情報は入る ・日環Cや環境省地方事務所が特別に必要性を認識すれば実物の確認などは可能(実際は困難) ・疑義が指摘されても輸出取消し可能(抑止効果が働かない)	対応不可	廃棄物疑義の場合、対応可能
外為法に基づく輸出 承認申請後	対応可能(経産省 による審査)	—		
関税法に基づく輸出 申告後 (広義の輸出後)	対応可能	対応困難(司法的な対応は困難、行政的な対応は可能) ・税関による関税法の他法令確認に対する虚偽申告罪等の適用は可能(実際は困難とみられる) ・疑義が指摘されても輸出取消し可能(抑止効果が働かない)		廃棄物疑義の場合、対応可能
貨物の積み込み後 (狭義の輸出後)	対応可能	対応可能(法的には既遂扱い)だが、実際には困難か		対応困難
相手国到着後	シップバックへの対応	シップバックへの対応		対応困難

未遂罪・予備罪の効果が期待される部分

バーゼル法の未遂罪・予備罪の必要性

- 必要性、期待される効果

- 悪意を持った輸出入（「犯罪」の認識）に対して、バーゼル法の実効性を持たせること
 - 条約では、不法取引の防止と処罰を締約国に義務付け（第4条、第9条）
 - 現在のバーゼル法（外為法）では、輸出の既遂に対する規制のみで、防止については不十分ではないか
 - また、輸出が既遂となった状態では、対応はほぼ困難
 - さらに現在は、税関の他法令確認に期待する状況であり、税関の業務としてハードルが高いのではないか
- 有害性の疑われる貨物の輸出に対しても抑止効果
- 未遂罪・予備罪を有する廃棄物処理法との連携により、「すきま」問題の解消にも寄与する
- 輸出者等による事前相談の内容に関する信頼性向上

- 課題

- 過度な規制に対する懸念
 - ただし、廃棄物処理法の未遂罪・予備罪の適用実績を考えると懸念は少ないと考えられる

輸入されたスクラップのトレーサビリティ

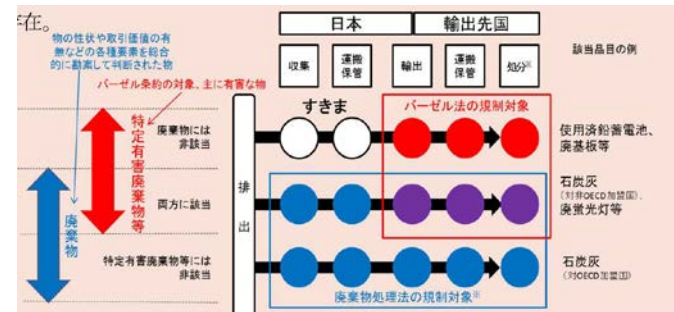
- 必要性、期待される効果
 - － 特定有害廃棄物等として輸入されたスクラップに対する国民や輸出国への説明
 - 韓国での鉛バッテリーリサイクルに関する不適正管理の事案も念頭
 - － 今後の輸入増加の可能性
 - 既存の実績あるリサイクル業者ばかりとは限らない
- 方法案
 - － 移動書類の携行
 - － 環境省または自治体の確認(報告徴収)
- 課題、検討事項
 - － 輸入・リサイクル業者の負担
 - ただし、欧州でも移動書類携行となっている
 - － 国内の関連規制との関係
 - 廃棄物・特別管理廃棄物の定義、マニフェスト

<参考>

「すきま」の問題

(信じられないことに火災などの問題があった場合であっても消火が済んでしまえば)現在の廃棄物処理法・バーゼル法では「有価物」「非有害物」の主張を持って容易に輸出される

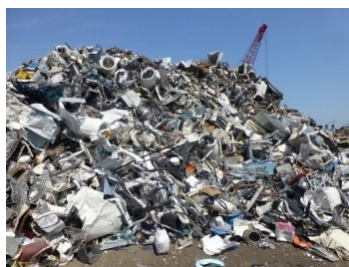
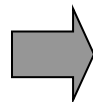
→**収集・保管から輸出まで一連の流れを抑える必要**



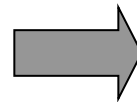
廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会 (平成27年度)



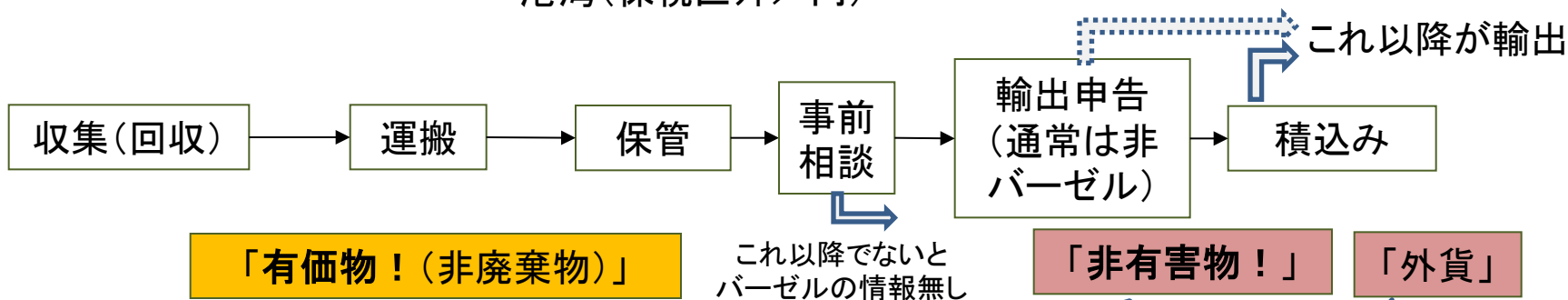
陸上(市街地・郊外)



港湾(保税区分外/内)



船舶



現在のバーゼル法で対応不可(未遂罪・予備罪無し、有害性についても事前相談前は情報無し)

バーゼル法で対応(しかし、現場での迅速な判断などは困難)

法的根拠や運用改善を求める自治体が多い

現在の廃棄物処理法で対応困難

廃棄物処理法での調査など対応困難(廃棄物でないとして輸出申告された場合)